

女性の人権問題に係る取組

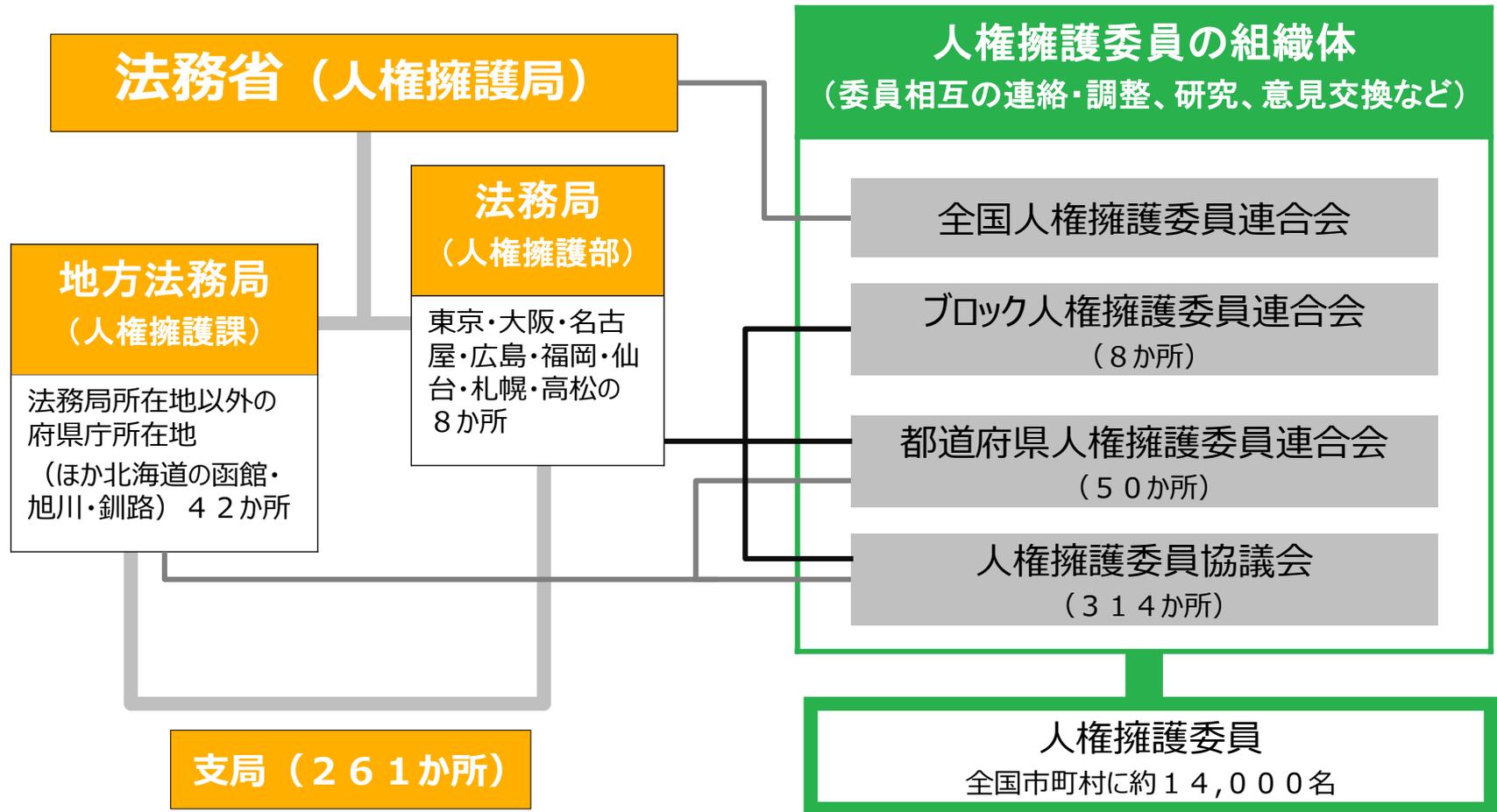
法務省人権擁護局調査救済課



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

法務省の人権擁護機関

組織図 (令和6年4月1日現在)



法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・チャット（LINEじんけん相談等）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・調整：当事者間の関係調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和5年度は、約99万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- 「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラスメント等、企業が関わる人権問題についての研修を実施（「大人の人権教室」）



全国中学生人権作文コンテスト

- 第42回目を迎えた令和5年度は、約76万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和5年度は約42万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- 人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



啓発動画
「『誰か』のことじゃない」
感染症編

女性の人権問題に関する人権啓発活動

法務省委託 令和5年度人権啓発教材 法務省人権擁護局/公益財団法人人権教育啓発推進センター

あなたは大丈夫？ 考えよう！デートDV

良い恋愛関係って、
どんな関係だろう？



インターネット人権相談 検索

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp>



法務省の
人権擁護機関の
相談窓口

●電話での人権相談窓口
みんなの人権110番 …… 0570-003-110
こどもの人権110番 …… 0120-007-110



(あなたは大丈夫？考えよう！デートDV)



(ドメスティックバイオレンス編)



(セクシュアルハラスメント編)

あなたは大丈夫？考えよう！デートDVについて

DVDの構成・登場人物

CHAPTER 1 導入

(2分44秒) 00:00～

- デートDVとは
- 暴力の種類



進行・解説

スタジオメンバー



人権擁護委員



大学生



社会人



高校生



中学生

CHAPTER 2 事例①ドラマ「それは、愛か束縛か？」

(4分00秒) 2:44～

ヒロキは、日常的にSNSでユキを監視するとともに、行動や友人関係を制限したり、暴言を吐いたりするほか、別れ話にも応じない。精神的な暴力と身体的な暴力に関する事例。



ヒロキ(20歳)

大学2年生 本事例の加害者
恋人を独占したいという思いが強く、ユキの行動を監視したり、制限したりする。ユキから別れを告げられると、一旦は反省し謝罪するが、同じ行動を繰り返してしまう。



ユキ(20歳)

大学2年生 本事例の被害者
ヒロキの行動に疑問を感じつつも、それが自分に対する愛情表現と感じ、最終的にはヒロキに従ってしまう。

CHAPTER 3 事例① 解説・ディスカッション

(3分42秒) 6:44～

事例①の問題点について話し合う。



CHAPTER 4 事例②ドラマ「お金を出すのが愛なのか？」

(4分11秒) 10:26～

アヤカは、ショウゴの経済事情を知りつつも、日常的にデート費用を負担させ、プレゼントの要求を断られると大声で暴言を吐く。経済的な暴力と精神的な暴力に関する事例。



アヤカ(20歳)

大学2年生 本事例の加害者
日常的にショウゴに金銭的な負担を強いているが、彼氏がデート費用を支払うことは当然と考えている。



ショウゴ(20歳)

大学2年生 本事例の被害者
経済的な余裕はないにもかかわらず、常にデート費用を負担させられることに悩んでいるが、それをアヤカに指摘できずにいる。

CHAPTER 5 事例② 解説・ディスカッション

(2分55秒) 14:37～

事例②の問題点について話し合う。



CHAPTER 6 事例③ドラマ「キスしなくちゃいけないの？」

※このドラマには、一部暴力的なシーン(ハヤトがマイを押さえつける)が含まれますので、本教材を使用する際にはご注意ください。

(3分25秒) 17:32～

ハヤトは、異性に触れられることに抵抗のあるマイに対し、強引かつ執拗にキスを迫り、それが拒絶され続ける不満から、裸の自撮り写真を要求する。性的な暴力と身体的な暴力に関する事例。



ハヤト(17歳)

高校2年生 本事例の加害者
付き合い始めて2か月を過ぎても、マイからキスを断られ続けることに不満を募らせる。



マイ(17歳)

高校2年生 本事例の被害者
異性に触れられることに抵抗があり、ハヤトからのキスを拒み続ける一方、そのことを負い目に感じている。

CHAPTER 7 事例③ 解説・ディスカッション

(4分13秒) 20:57～

事例③の問題点について話し合う。



CHAPTER 8 最後に

(4分29秒) 25:11～

- 3つの事例についての振り返り
- デートDVの特徴
- 相談窓口について



法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・チャット（LINEじんけん相談等）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・調整：当事者間の関係調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務局の主な人権相談窓口

みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談 🔍



●受付時間 24時間365日

LINEじんけん相談

🔍 @linejinkensoudan



●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分



人KENまもる君



人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター

女性の人権ホットライン

夫・パートナーからの
暴力

セクハラ・パワハラ等の
ハラスメント

ひとりで悩まず
電話してください。

学校や職場での
いじめ

インターネット上の
誹謗中傷

女性
の
人
権
ホ
ツ
ト
ラ
イ
ン

相談は無料。秘密は守ります。

0570-070-810

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)

インターネットでも人権相談を受け付けています。 <https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

全国一斉
「女性の人権ホットライン」強化週間

インターネット上の
誹謗中傷

夫・パートナーからの
暴力

ひとりで悩まず
電話してください。

法務局で相談を受け付けています。

ハラスメント

学校や職場での
いじめ

令和6年 11月13日(水)~19日(火)

受付時間 平日 8:30~19:00 土日 10:00~17:00

相談は無料。秘密は守ります。

0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています。 <https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
女性の人権ホットライン相談件数	17,328	14,324	13,847	12,720	15,142

人権相談から問題解決までの流れ

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
女性に対する暴行・虐待	947	629	435	430	383

人権相談におけるDV事案への対応

○身体的暴力がある場合

相談者の意向を確認しつつ、**配偶者暴力相談支援センター**又は**警察への通報**を検討する。
相談者が直接法務局へ訪れた場合や、近隣から電話をしている場合には、**配偶者暴力相談支援センター等への同行**も積極的に行う。

○身体的暴力以外の場合

相談者に寄り添って話を聞くとともに、相談者が置かれている状況はDVであって、親族や公的機関等外部の介入が望ましい問題であることの気づきを促す。
また、相談内容を整理し、人権侵犯事件としての調査を含む適切な制度や、**配偶者暴力相談支援センターを含む関係機関について情報提供**を行う。

○被害者に同居する子どもがいる場合

DVによる被害が子どもにも及ぶ可能性があることを考慮し、身体的暴力がある場合には、**子どもを連れて避難することの検討**を促す。
子どもへの暴力がない場合でも、**面前DV（※）**で子どもに心理的外傷を与える恐れがあることの気づきを促す。

※子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力（身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）を振るうこと。

配偶者暴力防止法の一部改正

内閣府男女共同参画局作成資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の 一部を改正する法律（令和5年法律第30号）（概要）

令和6年4月1日施行（一部の規定を除く）

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度
・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの
身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大
（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）
[10条1項～4項]
- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長
注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設
[17条3項～7項]
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加
[10条2項]
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^{注1}を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令^{注2}を創設
注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等
注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等
[10条3項]
- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設
[10条の2]
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化
1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金
[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

- 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、
- (1) 被害者の自立支援のための施策^注、
 - (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- 注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応
[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

- 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設
[5条の2～5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

・・・令和5年改正法が施行されることに伴い、配偶者暴力事案を認知した場合には専掌機関である配偶者暴力相談支援センター等に通報することはもとより、関係機関等による協議会が構成されている場合には、これに積極的に参加して関係機関等との連携・協力を強化し、被害者の救済を念頭においた対応に努められるよう、今後ともよろしくお願いします。

・・・

女性支援新法

厚生労働省作成資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的

第2条 定義

第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等

第6条 周旋等

第11条 場所の提供

第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所

第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助

存続

記

1 人権相談及び人権侵犯事件の調査処理等における留意点

(1) 人権相談

人権相談において、法第9条に規定する**女性相談支援センター**、法第11条に規定する**女性相談支援員**、法第12条に規定する**女性自立支援施設等**の支援に関わる関係機関（以下「支援機関」という。）による支援が適切と考えられる者を把握した場合には、**相談者に対して、支援の内容を示した上で、相談者の意向に応じて、当該支援の内容に関わる適切な支援機関を紹介すること。**

…

(2) 人権侵犯事件の調査処理

人権相談を通じて、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある者を発見し、法務省の人権擁護機関による関与を求められた場合には、人権侵犯事件に切り替え、**支援機関に対し必要な支援を要請する**など適切に対応すること。

(3) 支援調整会議の活用

…貴局管内の地方公共団体において**同会議が組織された場合にあっては、積極的にこれに参加するとともに、以下のとおり対応すること。**

ア 関係機関等による重層的な支援が必要であると考えられる者を発見した場合には、**主催者に対し、個別ケース検討会議の開催を要請して、同会議において支援機関に対し、必要な措置を依頼することを検討すること。**

イ 関係機関等から、上記ア以外の個別事案に係る個別ケース検討会議への参加要請があった場合には、これに応じるとともに、人権侵犯事件の端緒となる事実に接し、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）第2条の目的に照らして相当と認めるときは、同規程第8条第2項に基づき、遅滞なく必要な調査を行うこと。

(4) その他

支援機関との連携を円滑に行うため、日頃から当該支援機関と情報交換を行うなどして協力関係を構築しておくとともに、女性相談支援センター及び女性相談支援員から対象者の支援に関する協力依頼があった場合には、法第14条の趣旨に鑑み、適切に対応すること。

2 女性相談支援センター等に対する人権擁護委員の協力及び連携について

本通知本文に記載のとおり、法第14条において、人権擁護委員は、法の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする旨規定され、具体的には、基本方針第2の4. (5)において、人権擁護委員は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適当と考えられる者を発見した場合は、女性相談支援センターをはじめ、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携することが望ましいとされていることから、女性相談支援センター等と積極的に協力及び連携を図ること。

御清聴ありがとうございました。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん